２０１７年２月１６日

愛知県警察本部

中警察署　中根　健　様

日本共産党愛知県議会議員団　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団長　　わしの恵子

 **ヘイトスピーチ集会デモに関する緊急の申し入れ**

日頃より、県民の安心安全へのご尽力に敬意を表します。

2月１９日、「在日特権を許さない市民の会（在特会）」主催のヘイトスピーチデモが、名古屋市中区下園公園を集合場所としその後デモ行進が行われようとしています。この集会の主催は「在日特権を許さない市民の会 愛知支部」となっています。集会デモの表題は「竹島奪還デモin愛知　〜不法入国・不法滞在する不逞鮮人を叩きだせ！〜」とされており、差別扇動が趣旨であることは明らかです。

昨年６月、「ヘイトスピーチ対策法」が施行されました。法前文は「適法に居住する国外の出身者又はその子孫を地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動が行われ、多大な苦痛を強い、深刻な亀裂を生じさせている。不当な差別的言動の解消に向けた取り組みを推進する」と宣言し、「地方公共団体は、当該地域の実情に応じた施策を講ずる（第4条2項）」と責務を定めています。また本年2月、法務省は「〇〇人は殺せ」「町から出て行け」「〇〇人は日本を敵視している」など脅迫的、侮辱的、排除的、差別的な文言を「同法で許されない不当な差別の文言」として自治体に提示しました。これらに照らしても、在特会が違法行為である「ヘイトスピーチ」を繰り返そうとしていることは疑いようもありません。

川崎市では、昨年５月、ヘイトスピーチデモの公園使用を都市公園条例「公園の管理に支障がある行為」として、「使用許可取り消し」処分を行いました。さらに、ヘイトスピーチを事前に規制する施策の策定を目指しています。

愛知県大村知事は、ヘイトスピーチについて「人権侵害だ。表現の自由を逸脱している。公の場、公道では自粛していただきたい。もっと踏み込んだ対処が必要」（2016年5月30日記者会見）と表明しています。

「在日特権を許さない市民の会（在特会）」は、明らかな人権侵害に値する「不当な差別的言動」をあつかうものです。法の趣旨をふまえ、ヘイトスピーチに対して厳正な対応をとることが強く求められています。よって、下記の申し入れをします。

記

関係機関と連携し、集会やデモにおいて「ヘイトスピーチ」に該当する言動が認められた場合、ただちに中止要請を団体に申し渡すこと。

以上